

(仮称) 河合町まちづくり基本条例 条例案改訂稿 1 新旧対照表

改訂版 ページ	修正箇所	修正後	修正前	修正理由
P 1	目次	第 7 章 生涯学習及び文化のまちづくり	第 7 章 文化及び生涯学習のまちづくり	条文の並びに修正
P 1	目次	第 8 章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務	第 8 章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務	条文見出しの修正
P 1	前文	近年では	ただ近年では	審議会意見
P 1	前文	すでに、子どもたちの見守り活動や	その礎として、子どもたちの見守り活動や	審議会意見
P 1	前文	活発におこなわれていますが、これからも	活発におこなわれています。これからも	審議会意見
P 2	第 1 条	まちづくりの基本原則、町民の権利、	まちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利、	審議会意見
P 2	第 1 条	持続可能な地域社会の実現	持続可能な社会の実現	文言の統一
P 2	第 2 条 (3)	行政事務を執行する機関をいい、「行政」ともいいます。	行政事務を執行する機関をいいます。	以下の条文で「行政」を使用しているため
P 2	第 2 条 (7)	(7) 町民公益活動団体 町民による自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体をいい		以下の条文で「町民公益活動団体」を使用しているため

資料 1 - 1

		ます。		
P 2	第 2 条 (8)	(8) 多様な主体 大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。		以下の条文で「多様な主体」を使用しているため
P 2	第 2 条 (9)	(9) 地域自治団体 一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治を担う団体をいいます。		以下の条文で「地域自治団体」を使用しているため
P 4	第 7 条	町民をいいます。以下同じ。	町民をいう。以下同じ。	文言の統一
P 5	第 1 2 条	まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、多様な主体がその担い手となるよう	まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等多様な主体がその担い手となるよう	第 2 条 (8) に定義
P 6	第 1 5 条	町民は、町民公益活動団体を自ら立ち上げ	町民は、自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」といいます。）を自ら立ち上げ	第 2 条 (7) に定義
P 6	第 1 6 条 2	【抹消】	2 住民自治の主体は、多様な主体をさします。	審議会意見
P 6	第 1 8 条	町民は、地域自治団体（以下「まちづくり協議会」といいます。）を設置することができます。	町民は、一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。	第 2 条 (9) に定義 文言の統一

資料 1 - 1

P7		第7章 生涯学習及び文化のまちづくり	第7章 文化及び生涯学習のまちづくり	条文の並びに修正
P7		第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務	第8章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務	審議会意見 条文見出しの修正
P8	第24条	(執行機関の役割と責務)	(町長の役割と責務)	審議会意見 2条の定義にあうように条文見出しを変更
P10	第35条 3	町民は、災害発生等においては、自らを守る自助及び地域で支えあう共助を理念として、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。	町民は、災害発生等においては、自ら及び周辺の人を守る努力をするとともに、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。	審議会意見 自助、共助の文言を追加
P11	第36条 2	町長は、河合町の有権者がその総数	町長は、有権者がその総数	審議会意見 条例制定等の請求権を明記
P11	第38条	(自治の最高規範)	(条例の位置づけ)	審議会意見